

# 牛疫・牛肺疫・アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に対する 都道府県知事からの意見

## 【共通】

項目	意見の概要	提出県	意見に対する考え方
全体	日本で、牛疫、牛肺疫は、何十年以上も発生しておらず及びアフリカ豚コレラの発生はなく、症状等について体験した者は少ないと思われる。このことから、防疫指針に写真等を掲載し、飼養者、関係機関・団体に周知を図る必要がある。	北海道	<p>□蹄疫や高病原性鳥インフルエンザと同様に、農林水産省のホームページに、牛疫、牛肺疫及びアフリカ豚コレラについてのページを開設する予定です。その中で、疾病の基本情報、発症家畜の写真等を掲載したいと考えています。</p> <p>また、疾病の症状など一般的な情報については、特定家畜伝染病防疫指針（以下「指針」といいます。）の参考として添付したいと考えています。</p>
全体	発症家畜の症状の写真を掲載願いたい。	京都府	
全体	これら3疾病については指針制定前に、疾病の特徴や検査方法について説明会を実施していただきたい。	広島県	
全体	指針の制定にあたって国が主体となり、これらの伝染病発生事例について、画像を用いた病態、診断技術に関する最新知見等についての研修会を全国の家畜防疫員に対し、実施をお願いしたい。	熊本県	
全文	「前文」に各疾病の症状や予後について、簡潔な説明を入れて欲しい。	福岡県	
全文	感染様式についても記載したほうがよいのでは。	長崎県	

全体	今回制定される3疾病については、本県のみならず国内の大半の家畜防疫員にとって実際の発生経験がないものであり、病性判定から初動防疫の際に円滑な対応に苦慮することが予想されるため、適切な採材手法や消毒薬の選択等についてお示し頂きたい。	熊本県	採材の詳細については、症状や発生状況に応じて検討する必要があるため疑い事例があった際に個別にお示しします。 なお、消毒薬の選択については、有効な消毒薬についての項目をそれぞれの指針に追加しました。
全体	各検査の検査材料の採在部位、条件、検体数等を明記していただきたい。 【青森県、岩手県、山梨県、岐阜県、鳥取県、島根県、岡山県、高知県、長崎県、鹿児島県】	左記	
全体	口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に準じて対応し、異なる事項のみを記載するとのことであるが、部分的に記載するのではなく1指針で完結するものを作成していただきたい。	愛知県 兵庫県 島根県 佐賀県	3疾病とも、口蹄疫同様、防疫対策上で最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見・通報」さらには「初動対応」です。 そのため、3疾病の防疫指針は、口蹄疫の指針と重複する事項が多く、混乱を避けるため、異なる対応が必要となる事項のみ記載しました。
全体	家畜伝染病の防疫は、市町村などの地元関係機関・団体との連携が重要である。 それらの役割等について具体的に明記されたい。	栃木県	市町村などの地元関係機関・団体の役割については、口蹄疫の指針に記載しています。 (3疾病の防疫指針は、口蹄疫の指針と重複する事項が多いことから、混乱を避けるため、異なる対応が必要となる事項のみ記載しました。)
全体	家伝法第3条の2第3項で、市町村長は各特定家畜伝染病防疫指針に基づき、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとされており、また、都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対して協力を求めることができることになっている。指針の各規定においても、まん延防止措置への市長村の協力を具体的に規定すべきである。	愛知県	
全体	各指針において、動物衛生研究所へ送付する検体に、病性鑑定指針にない検査材料が明記されている。科学的知見・技術の進展等によるものであれば、早急に病性鑑定指針を見直し、改正する必要がある。	佐賀県	病性鑑定指針については、今般の防疫指針の制定を踏まえ、今後、見直し・改正を予定しています。

全体	今回の新指針案の提出に係り、国内防疫の要である平成11年4月12日付け11畜A第467号の家畜防疫対策要綱での本指針等の位置づけを含め、至急に改正を実施願いたい。	京都府	今般、家畜防疫対策要綱についても適宜見直すこととしていますが、指針が定められている疾病については指針に従うこととしてください。
全体	3疾病とも現状では海外病であり、病原体が国内に侵入するルートで最も可能性が高いのは、家畜の輸入が考えられる。そのため、動物検疫のあり方、具体的な検疫方法を明確に記載して、関係者が情報を共有できるように願いたい。	京都府	指針では、発生時の防疫対応を定めることとしており、口蹄疫の指針と同様、検疫の詳細について記載することは考えていません。
全体	3疾病とも主な感染経路は家畜の輸入又は輸入畜産物であると考えられることから、具体的な水際検疫について明記すべきと考える。	福岡県	
全体	消毒について、効果的な消毒薬について記載していただきたい。	長崎県 宮崎県	御意見を踏まえ、有効な消毒薬についての項目をそれぞれの指針に追加しました。
全体	このたびの家畜伝染病予防法の一部改正により、防疫指針の作成、変更、廃止にあたっては、農林水産大臣は都道府県知事の意見を求めなければならない旨の規定が新たに設けられた。改正の趣旨からも、今後、都道府県知事への意見照会にあたっては、関係団体等や関係部署間での意見調整・検討を行うために必要な時間を考慮願いたい。	東京都	今後とも、引き続き、できるだけ照会期間を確保できるよう、考慮します。
全体	意見照会には、十分な期間が必要と考えます。	岐阜県	
前文	3指針とも、「『口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針』中予防的殺処分に関する部分は適用しない」とあるが、現段階で国として牛疫、牛肺疫及びアフリカ豚コレラの予防的殺処分は考えていないという認識でよいか？	大分県	貴見のとおりです。
全体	対象家畜の定義が不明確。	複数県	御意見を踏まえ、前文において、それぞれの指針の対象家畜を明示しました。
全体	過去〇〇日間、過去〇〇日以上〇〇日以内、防疫措置完了後〇〇日のように、日数を規定している記載について、根拠とした考え方を疾病ごとに指針内で説明いただきたい。  【北海道、青森県、岩手県、岐阜県、愛知県、兵庫県、鳥取県、島根県、三重県、岡山県、広島県、徳島県、高知県、福岡県】	左記	日数の規定は、それぞれの疾病の潜伏期間を考慮して設定しています。

【異常家畜の発見及び検査の実施】			
検体の送付	抗凝固剤加とあるが、どのような抗凝固剤でも良いのか。	秋田県 京都府	牛疫及び牛肺疫については、「抗凝固剤加」である必要がありませんので、削除しました。 なお及びアフリカ豚コレラについては、ヘパリンを使用してください。
家畜の所有者等から届出を受けたときの対応	別紙にて具体的な聞き取り様式を示していただきたい。	長崎県	聞き取り様式については、口蹄疫の指針の留意事項で示すこととしていますが、これら3疾病についてもそれに準じてください。
家畜の所有者等から届出を受けたときの対応	防疫指針に記載のある異常家畜の症状については、法第13条の2（農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務）と整合性を図ること。	鳥取県	家畜伝染病予防法（以下「法」といいます。）第13条の2は、これら3疾病を想定したものではありません。そのため、異常家畜の症状は、各指針においてそれぞれ適切に定める必要があります。
都道府県による検査等	この3疾病については、伝播力が強いため、死亡家畜を移動させ、剖検を行うことは、まん延防止の観点からは望ましくないと考えられるが、その場合は、血液のみの採材でもよいのか。	広島県	まん延防止に万全を期することが困難と考えられる場合には、剖検を行わないこととして差し支えありません。
都道府県による検査等	牛疫・牛肺疫・アフリカ豚コレラの臨床症状を現場で判断するのは非常に難しいと考えられる。指針には写真で判定ができるか解釈できるような記載もある。 具体的な判断基準について、疾病毎整理をお願いしたい。 また、「40度以上の発熱」という表現が全て記載されているが、判断基準となりえるのか、明確な臨床症状について、具体的な解説及び説明をお願いしたい。	広島県	症状や写真だけでこれら3疾病を判定できるとは考えていません。しかし、本指針で定める異状を呈しているか否かの判断は、十分に可能であると考えています。
都道府県による検査等	第2の1の①、②の異状について、詳細に記載していただきたい。	兵庫県	
都道府県による検査等	臨床検査について、「〇〇頭（％）について体温測定を行う」など具体的に示していただきたい。 また、同居牛の採材が必要ではないか。その場合、検体の種類と数量を示すべきである。	長崎県	発生農場の状況に応じ、異常牛と同居牛をそれぞれ検討することが必要であり、個別に判断します。

都道府県による検査等	牛疫及びアフリカ豚コレラについて、死亡家畜の剖検を、家畜保健衛生所に搬送の上実施するのであれば、牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）と同様に、輸送方法について記載すること。	岩手県	<p>牛疫及びアフリカ豚コレラを疑う異状を呈している場合についても、牛肺疫と同様に、家保において死亡家畜の剖検を実施するよう記載を明確化しました。また、死亡家畜を家保に移動させる際の運搬の基準も、牛肺疫と合わせる形で記載しました。</p> <p>なお、消毒方法については、有効な消毒薬についての項目をそれぞれの指針に追加しました。また、解剖した家畜については、通常の病性鑑定時と同様に処理してください。</p> <p>また、病性検査については血液でも行えるため、必ずしも死亡家畜からの採材を必要としません。</p>
都道府県による検査等	検査材料は、血清、抗凝固剤加血液、眼窩ぬぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節とされているが、死亡家畜からの採材は、死亡家畜を家畜保健衛生所に移動させて採材するのか、農場で採材するのかを明記していただきたい。死亡家畜からの材料がなければ、病性検査は不可能なのか？	青森県	
都道府県による検査等	脾臓及びリンパ節の採取を病性鑑定施設でなく農場でおこなう理由を提示して頂きたい。また、採材・消毒方法について記述して頂きたい。	茨城県	
都道府県による検査等	「牛疫」及び「アフリカ豚コレラ」の防疫指針については、現地で死亡家畜の扁桃、脾臓及びリンパ節を検体として採材し、家畜保健衛生所で、豚コレラに関する検査をすることになっているが、「豚コレラ」の防疫指針では、留意事項として、可能な限り家畜保健衛生所で実施することが望ましいとしている。「牛疫」及び「アフリカ豚コレラ」についてもこの留意事項の考え方について明記されたい。	栃木県	
都道府県による検査等	送付用検査材料の中に、リンパ節、脾があり、「病性鑑定指針」中の「海外伝染病の鑑定及び取扱い」に準拠したものと思われるが、この場合剖検を行わなければならない。本病も非常に伝搬力が強いとされているが、材料採材が前提であっても、家畜保健衛生所への運搬は適切なのか。	徳島県	
都道府県による検査等	送付材料に「死亡家畜の脾臓」、「リンパ節」とあるが、採材場所は農場内と理解してよろしいか。採材場所、採材方法については、牛肺疫の指針（案）とあわせた形でもっと詳細に示していただきたい。	長崎県	
都道府県による検査等	死亡家畜について、現場採材の方法・注意点、また、採材後の死亡家畜の取扱いを明記してほしい。	山梨県	

都道府県による検査等	検査材料の採取方法について、もう少し具体的に記述していただきたい。（牛肺疫のように、死体を家畜保健衛生所へ搬入して解剖し、採材するのか。農場で、剖検するのかなど。） また、家畜保健衛生所で剖検を行うのであれば、施設基準等を明記いただきたい。（留意事項）	岐阜県
都道府県による検査等	牛肺疫の指針には解剖のために家畜保健衛生所に持ち込む際の移動方法が記載されているが、牛疫については記載されていない。しかしながら脾臓やリンパ節の採材を行うように示されている。解剖はどこで行うのか？	大分県
都道府県による検査等	「死亡家畜の脾臓及びリンパ節を検体として採材し、」とあるが、畜舎内で採材（解剖）するという意味か、また、どの部分のリンパ節か具体的に記載願いたい。	京都府
都道府県による検査等	脾臓やリンパ節を採材するためには、剖検が必要になる。剖検を実施するならば、牛肺疫と同様に対処すべき（現地での剖検は適切でない）。同部を詳細に記載いただきたい。	島根県
都道府県による検査等	死亡家畜からの採材は、現地農場で剖検を実施することと解釈してよいか。	福岡県
都道府県による検査等	「牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」第2の3の（1）において、「死亡家畜の脾臓及びリンパ節を採材することとなっているが、どこで採材するのか。農場で採材する場合の埋却地、または家畜保健衛生所で採材する場合の運搬方法等が明記されていない。	佐賀県
都道府県による検査等	牛肺疫のみ当該農場で採材せず、家畜保健衛生所で剖検するのはなぜか。口蹄疫や牛疫と同様に、農場にて採材すべきでは。	愛知県
都道府県による検査等	牛肺疫について、採材（解剖）できる場所は限られるのか（例えば病性鑑定施設等の採材専用施設内のみなのか）についても示していただきたい。	高知県

都道府県による検査等	死亡家畜の剖検方法について、詳細に説明して欲しい。 また、牛疫では現地農場で剖検するのに、牛肺疫は家畜保健衛生所に運搬して剖検する理由は何か。	福岡県
都道府県による検査等	牛肺疫は、現地から牛の死体を家畜保健衛生所へ持ち帰って剖検し、その他疾病は現地で採材（剖検含む）と明記されている。海外悪性伝染病については、現地で剖検が基本なのか、家保での剖検が基本なのかははっきり明記すべき。	鳥取県
都道府県による検査等	牛肺疫について、「死亡家畜を家畜保健衛生所に運搬し」とあるが、家保に搬入した場合、その後の防疫業務に支障が生じる可能性等を考慮すると、家保への搬送は不可能。	埼玉県
都道府県による検査等	牛肺疫は病性が強いことから、移動させず、現場での剖検が妥当と考えられる。また、家畜保健衛生所で剖検を行うのであれば、施設基準等を明記いただきたい。（留意事項）	岐阜県
都道府県による検査等	アフリカ豚コレラについて、「血清、抗凝固剤加血液、咽頭スワブ並びに死亡家畜の扁桃、脾臓及びリンパ節を検体として採材し、」とあるが、死亡家畜を家畜保健衛生所に運搬する際に必要な措置を記載してほしい。（牛肺疫と同様の措置が必要か。） 死亡家畜について、現場採材の方法・注意点、また、採材後の死亡家畜の取扱いを明記してほしい。	山梨県
都道府県による検査等	アフリカ豚コレラについて、「死亡家畜の扁桃・脾臓及びリンパ節を検体として採材」とあるが、解剖を現地で実施するのか。 その場合の手順としては、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づくものなのか。 もしそうでない場合には、牛肺疫のP.3 2(1)に剖検の手順が記載されているように及びアフリカ豚コレラにも運搬手順の記載が必要である。	神奈川県
都道府県による検査等	死亡家畜の採材は農場であるのか家保に搬入するのか明記すべき。どちらであっても検体輸送時や採材後のウイルスの飛散防止策の記述が必要ではないか。	長崎県

都道府県による検査等	死亡家畜を解剖等で切開して採材することは、患畜等であった場合に病原体拡散の危険性が高まることとならないか。死亡家畜の臓器等の採取の是非について慎重に検討頂きたい。 また、臓器等を採材するとした場合には、具体的に病原体拡散防止措置を併せて示されたい。	鹿児島県	
都道府県による検査等	送付用検体を採取後、解剖した家畜の処理はどのようにすべきか。	宮崎県	
都道府県による検査等	動物衛生研究所に送付とあるが、送付先は海外病研究部なのかどうか明記して欲しい。	長野県	
都道府県による検査等	「動物衛生研究所に送付する」との記載があるが、現在の病性鑑定マニュアル（第3版）では、牛疫・アフリカ豚コレラについては、動物衛生研究所海外病研究施設に送付し検査を実施すると理解できるが、牛肺疫については、各都道府県が検査を実施し、血清型別検査は、動物衛生研究所となっているが、すべて動物衛生研究所で検査を行うという理解でよいのか。その場合、送付先はつくば市の動物衛生研究所となるのか、動物衛生研究所海外病研究施設となるのか明確に記載していただきたい。	広島県	牛肺疫についても、剖検の結果、肺に大理石紋様の病変を確認した場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、検体を動物衛生研究所に送付してください。（病性鑑定指針については、今般の指針の制定を踏まえ、今後、見直し・改正を予定しています。） また、検体の送付先は、現在のところ牛疫及びアフリカ豚コレラについては動物衛生研究所海外病研究施設（東京都小平市）、牛肺疫については動物衛生研究所本所（茨城県つくば市）です。



都道府県による検査等	動物衛生研究所等へ依頼する検査項目について、病性鑑定指針との違いを整理して頂きたい。	茨城県	病性鑑定指針については、今般の防疫指針の制定を踏まえ、今後、見直し・改正を予定しています。
都道府県による検査等	牛肺疫について、病性鑑定マニュアルでは、県の病性鑑定施設での検査で判定すること、また、分離マイコプラズマの検査を依頼することになっており、本指針と整合性がとれるよう整理いただきたい。	岐阜県	
都道府県による検査等	牛肺疫の患畜の決定については、「菌分離検査により、牛肺疫菌が分離された家畜」とあるが、農林水産省監修の病性鑑定マニュアルでは、細菌分離が陽性になった後、PCR、血清学的性状検査と続いているが、菌分離段階で患畜と決定する根拠についての説明をお願いしたい。	広島県	
都道府県による検査等	牛肺疫について、病勢鑑定指針では、病性の決定まで家保及び病性鑑定施設で行うことになっており、分離病原体の血清学的性状検査について、動物衛生研究所等専門機関に依頼することとされている。今回の防疫指針の策定に伴い、病勢鑑定指針も改定し、今後本病の病性決定は農水省が行うという理解でよいか。また、そうでないのであれば（指針のとおり）、疫学情報、検査内容を記載してはどうか。	徳島県	
都道府県による検査等	牛肺疫について、病性鑑定マニュアルによると県は細菌分離やPCR検査、血清学的清浄検査まで行うようになっているが、指針によると県は患畜を解剖し写真撮影をした後、採材した材料を動物衛生研究所に送付するようになっている。 病性鑑定マニュアルを修正するのか、または材料を送付した後、県も平行して分離培養などを行うのか？	大分県	
都道府県による検査等	当該農場に出入している人・車両について、獣医師、人工授精師、家畜運搬車両、死亡畜回収業者車両、堆肥運搬車両以外に農場へ出入している人、車両は動物用医薬品販売業者、畜産機材販売業者等多くある。人・車両を限定せず、その他関係車両とすべき。	鳥取県	検体送付時に国に提出する疫学情報は、移動制限区域の設定範囲を検討するために、感染が広がっている可能性のある地域を見定めるための基礎的資料として、提出いただくこととしているものです。 このため、当該情報は、移動制限区域の設定前に短期間で収集を行わなければならない、必要な情報に絞って規定しているところです。
都道府県による検査等	「当該農場に出入している人」に飼養者を含めるべき。	岡山県	

都道府県による検査等	法32条第1項の規定に基づき移動を制限するとあるが、この時点では法32条によらず、自粛でよいのではないか？法32条では、県知事は規則を定めとあり、県条例では告示を行うこととなっている。	岡山県 東京都	病性判定前であっても、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があると認められるときは、法第32条に基づき、家畜等の移動を制限することが可能です。
都道府県による検査等	①に「法第32条第1項の規定に基づき」とあるが、検体送付した時点では病性が決定していないことから法的に移動を制限することは出来ないと考える。 また、制限対象に家畜、その死体及び家畜飼養器具が漏れている。	宮崎県 東京都	法令上法第32条に基づく移動制限を行った場合に必ず告示を行わなければならないこととはなっていませんので、都道府県の規則で告示を行う旨の規定を設けている場合には、迅速に制限を行えるよう、必要な規則改正を行っていただきたいと考えています。 なお、当該移動制限により飼料費等の増加が生じた場合には、検査結果が陰性であった場合も含めて、法第60条第2項の規定に基づき、家畜伝染病予防費の対象となります。 また、制限対象は、口蹄疫の指針と合わせる形で、追加しました。
都道府県による検査等	家畜とその死体の取り扱いはどうなっているのか。	長野県	
都道府県による検査等	検体送付時に動物衛生課に提出する疫学情報について、疫学情報③にたい肥の出荷先のみが記載されている理由は何か。 死亡畜の出荷先、生乳の出荷先は不要か。	宮崎県	検体送付時に国に提出する疫学情報は、移動制限区域の設定範囲を検討するために、感染が広がっている可能性のある地域を見定めるための基礎的資料として、提出いただくこととしているものです。 このため、当該情報は、移動制限区域の設定前に短期間で収集を行わなければならない、必要な情報に絞って規定しているところです。
都道府県による検査等	「都道府県による検査等」において、動物衛生研究所に検体を送付した場合に講ずる措置に、「疫学関連農場等の把握とそれらの場所等における人、物品等の移動自粛」を加えるべき。	長野県	疫学関連農場が把握できた場合には、口蹄疫の指針に準じて、人・物品等の移動の自粛を要請してください。

陽性判定時に備えた準備	各検査の所要時間を記述して頂きたい。	茨城県 岡山県 広島県	
陽性判定時に備えた準備	<p>「速やかに（遅くとも検査の結果が出る前に）動物衛生課に報告する。」を「できるだけ速やかに動物衛生課に報告する。」に修正していただきたい。</p> <p>検査結果が出る時間が未定である中で、敢えて（ ）内を記載しても意味がない。要は、検査材料を送付するような事態になった場合は、直ちに（可及的速やかに）防疫体制を整える必要があることが判る適切な表現に変更願いたい。</p>	東京都	<p>検査が終了し病性を判定した時には、速やかに防疫措置を開始できるよう、あらかじめ準備しておく必要があります。</p> <p>検査結果が出る時間は、検査ごとに異なりますので、具体的に明示しませんが、「検査の結果が出る前に」の「検査」は、口蹄疫同様、遺伝子検査を想定してください。</p>
陽性判定時に備えた準備	「家畜のと殺」に限定せず、防疫措置に必要な人員及び資材の確保としたほうがよい。	長崎県	作業を具体的に示すため、特にと殺としていますが、その他の作業についても適切な準備が必要です。
陽性判定時に備えた準備	「周辺農場…」とあるが周辺とはどの範囲か。	宮崎県	病性判定後、移動制限区域及び搬出制限区域を設定した場合には、当該区域内の家畜の所有者への連絡が必要となりますので、想定される移動制限区域及び搬出制限区域内の家畜の飼養状況をあらかじめ把握しておく必要があります。そのため、「周辺」とは、「想定される移動制限区域及び搬出制限区域」を意味します。

【病性の判定】			
病性の判定主体	病性の判定通知により、県・家畜防疫員等だれが病性鑑定の結果等から患畜を決定するのかを記載いただきたい。	岐阜県	疫学情報や検査結果に基づいて農林水産省が病性を判定し、その判定結果に基づき、異常家畜を診療した獣医師が患畜と決定します。
患畜と接触した家畜	第3の2の(2)の⑥で「過去10月より以前」とあるが、どこまでの期間を想定しているのか。また、「当該患畜の発症状況等から見て、患畜となるおそれがある」とあるが、具体的にどのような状況なのか。具体的に例示していただきたい。	秋田県	患畜の発症状況等に応じて、個々に判断することになります。
【移動制限区域及び搬出制限区域の設定】			
区域の設定	～当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象とする場合は、第32条第2項に基づき農林水産大臣が移動制限をするべきではないか？	東京都	原則として、法第32条に基づき都道府県知事が移動を制限するものと考えていますが、当該都道府県を含めた複数の関係都道府県全体を対象とする場合は、法第32条第2項に基づき農林水産大臣が移動を制限する場合もあり得ます。
区域の設定	複数都道府県の範囲で制限をかけるに至った場合には、法32条で関係都道府県知事がそれぞれ制限するのか。あるいは法第32条2で農林水産大臣が制限するのかを伺う。	鹿児島県	
区域の設定	牛疫の指針について移動制限区域、搬出制限区域の設定に関する記載がないため、記載いただきたい。 【青森県、岩手県、千葉県、東京都、岐阜県、愛知県、京都府、岡山県】	左記	口蹄疫の指針を準用することを記載しました。
区域の設定	移動制限区域の範囲の設定の根拠を明示されたい。	兵庫県 長野県	口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び豚コレラの移動制限区域の範囲並びに牛疫・牛肺疫・アフリカ豚コレラの疾病の特性（症状、伝搬様式等）を考慮し決定しました。（牛疫は口蹄疫と、牛肺疫は高病原性鳥インフルエンザと及びアフリカ豚コレラは豚コレラと同様の設定としています。）
区域の設定	「主要道路の境界地点での標示」は消毒ポイントなどを設けるため必要ないのでは？過剰に標示することで一般住民に不安感を与えかねない。	大分県	移動制限は、罰則のかかる法に基づく義務付けであることから、少なくとも主要道路では境界地点での標示を行うことが必要です。

と畜場等での発生	と畜場等で患畜が発見された場合の対応について、係留家畜の対応、汚染物品の範囲や処理方法、浄化槽の対応等が明記いただきたい。	岐阜県	発見時の状況等に応じ、個別に判断します。
と畜場等での発生	アフリカ豚コレラについては、と場発見での移動制限区域設定があるが、牛疫及び牛肺疫についてはその設定が明記されていない。	鳥取県	牛疫及び牛肺疫がと畜場で発生した場合の移動制限区域の設定については、口蹄疫の指針に準じます。
【ウイルスの浸潤状況の確認】			
調査の実施方法	発生農場における人の出入りに関する疫学情報を収集するとあるが、人に飼養者を含めるべき。	岡山県	獣医師、人工授精師、削蹄師、地方自治体職員等としており、飼養者はこの「等」の中に含まれます。
発生状況確認検査	「少なくとも移動制限区域内の農場」、「解除されるまでの間、随時行う。」の「少なくとも」及び「随時」の表現については、あいまいであるので範囲及び回数を明確に示していただきたい。	長崎県	状況に応じて、動物衛生課と協議の上、実施していただくこととなります。
発生状況確認検査	「当該確認は移動制限区域が解除されるまでの間随時行う」とあるが、随時とはどの程度か？2回目以後は異状発見時の通報の徹底で良いのでは？	大分県	
発生状況確認検査	小規模飼養農場を除く理由を提示して頂きたい。	茨城県	口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの指針と同様の対応としています。
発生状況確認検査	発生時における移動制限区域内の農場の立入検査の大規模飼養農場の設定については、「飼養衛生管理基準」と同様の設定とする。	北海道	御意見を踏まえ、飼養衛生管理基準と同様の設定としました。
発生状況確認検査	この検査は、同心円状に発生農家から近い順に実施するとされているが、感染の拡大を考慮すれば、遠い順に実施した方がいいのではないかと？	青森県 島根県 鹿児島県	一般的には、感染拡大の速さよりも検査の進捗の方が速いと考えられることから、「近い順」としてはいますが、場合によっては変更できることとするため「原則として、同心円状に発生農場から近い順に実施する。」と改めました。この場合には、動物衛生課に御相談下さい。

その他	「適切な消毒方法」及び「農場再開に向けてのプログラム」を記述する。	福岡県	御意見を踏まえ、有効な消毒薬についての項目を、それぞれの指針に追加しました。また、農場再開までに必要となる事項については、口蹄疫の指針（口蹄疫の指針 第14 家畜の再導入）に記載しています。
その他	家畜集合施設で特定症状を示す疑い例が発生した場合、もしくは近隣県等での伝染病発生により、行政的指導として開催・稼動を中断・中止した場合に生じた損失については、国家防疫の観点から国で財政措置していただきたい。	熊本県	従業員等の休業補償を行うことはできません。融資等で対応いただくこととなります。

## 【牛疫】

項目	意見の概要	提出案	意見に対する考え方
全体	牛疫は、類症鑑別疾病に口蹄疫が含まれている。万が一、臨床症状や写真から口蹄疫の疑似患畜となった場合、予防的殺処分を実施することができるが、詳細な検査を行った結果、牛疫の疑似患畜となった場合、家畜の手当金は支払われると理解して良いか？	広島県	手当金については、殺処分された時点での家畜の状態を評価して支払われるものであるため、口蹄疫の疑似患畜となり法第16条の規定により殺処分された家畜が、後に牛疫の患畜であることが判明した場合においては、当該家畜の所有者に対して、口蹄疫の疑似患畜を殺処分したもとして手当金が支払われることとなります。
全体	今般、FAO及びOIEから、牛疫の世界撲滅が宣言が出されたが、このように撲滅された疾病に対して防疫指針は必要か。現在野外株は世界中に存在していないことから、牛疫が再興する可能性は保存株によるものでしかないので、病原体所持規制を確実に行うことで、牛疫の再興は防御できるのではないか。	高知県	平成23年6月、FAO及びOIEは、牛疫の世界的な撲滅を宣言しましたが、研究機関からの漏出等、最悪のケースを想定した場合に何らかの原因で牛疫が再発する可能性は否定できません。 また、FAO及びOIEは、「牛疫撲滅宣言及び清浄性維持のための措置（第79回OIE総会決議18号）」において、撲滅宣言後であっても、国の緊急時対策計画を策定するよう奨励しているところです。
全体	世界的に撲滅宣言された牛疫について、特定家畜伝染病防疫指針を新たに制定する必要があるのか。先に改正された家畜伝染病予防法に明記されているため事務手続上制定するのであれば、法そのものをさらに改正すべきである。	佐賀県	
前文	「何らかの原因で牛疫が再興する可能性」とあるが、いかなる場合を想定されているのかリスク分析結果を提示願いたい。	京都府	
【異常家畜の発見及び検査の実施】			
家畜の所有者等から届出を受けたときの対応	「出血、潰瘍、びらの症状」と記載されているが、「癍痕」は含めないで良いのか？ 「死亡家畜が急激に増加していること」とあるが、急激とはどのくらいの期間において、増加とはどの程度増加した場合が該当するのか具体的に記載して欲しい。	山梨県	急性疾患であるため、癍痕は含めていません。「急激」の判断は、農場での飼養状況等に応じて個別に判断することとなります。

家畜の所有者等から届出を受けたときの対応	第2の1①②の症状は、口蹄疫等の疾病の可能性も十分考えられる。国内の家畜防疫員は当然牛疫の患畜を見たことが無いため、現場で類症鑑別を行って採材することは不可能。(口蹄疫の指針に沿って作業した場合、血液、水疱等の採取だけにとどまる。二つの指針で矛盾。) →アフリカ豚コレラの指針の第2の2(3)と同様、類症鑑別に重点をおいた記載にする。	愛知県	症状から、口蹄疫よりもむしろ牛疫を疑う場合もあると考えます。牛疫の症状については、今後、資料の配布等により周知する予定です。
家畜の所有者等から届出を受けたときの対応	症状については、広く異常報告を求めるために、主徴症状を幅広く列記していただきたい(1922年以来、日本では発生の無い疾病であるので、症状についてはできるだけ主徴症状を多く基準を設けた方がよいと考える)	長崎県	牛疫の症状については、今後、資料の配布等により周知する予定です。
家畜の所有者等から届出を受けたときの対応	口蹄疫との類症鑑別について、現場で実施すべきこと、疫学、採材方法、最終判定等について記載していただきたい。	長崎県	
家畜の所有者等から届出を受けたときの対応	第2の1の①に下痢を加え、特に口蹄疫との類症鑑別に注意する記載にできないか。	三重県	原則として、口蹄疫の疑いがある事例については、口蹄疫の病性鑑定を進め、ここで口蹄疫が否定されれば必要に応じ、牛疫の検査を進めることとなります。
都道府県による検査等	病変部位及び症状の好発部位をデジタルカメラで撮影すると記載されているが、口蹄疫との差は？写真だけで牛疫と判定可能なのか？	大分県	
都道府県による検査等	排水について制限する必要があると考える。	宮崎県	剖検時の排水は、感染を広げることのないように適切に処理してください。
【病性の判定】			
患畜と接触した家畜	疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜と判定した日(発症していた日が推定できる場合に・・・)・・・過去10日以内に当該患畜と接触したことが・・・とあるが、疑似患畜との接触は含まれないのか。	東京都 長野県	御指摘を踏まえ修正しました。



【移動制限区域及び搬出制限区域の設定】			
移動制限区域及び搬出制限区域の解除	検査方法について、第5の2の(2)の清浄性確認検査の方法と統一するとともに、口蹄疫の指針と同様に「第5の2の(2)の清浄性確認検査で全ての陰性を確認すること」と記載すること。	岩手県	
移動制限区域及び搬出制限区域の解除	「防疫措置の完了後17日が経過した後に実施する当該移動制限区域内の全ての農場の家畜を対象とする臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査」と記載されているが、第5の2(2)清浄性確認検査においては遺伝子検査の記載は無く、「ELISA法による抗原検査」が記載されている。どの様に解釈すれば良いか？	山梨県 長野県	御意見を踏まえ、「第5の2の(2)の清浄性確認検査で全ての陰性を確認すること」に修正しました。
【ウイルスの浸潤状況の確認】			
疫学関連家畜	③「…過去28日以内に…7日以内に出入りした他の農場等で飼養されている家畜」とは当該出入りした日の前後7日間(計2週間)と理解して良いか。	宮崎県	人や車両が出入りした後7日間です。
発生状況確認検査	飼養密度によっては、24時間以内に対象となる農場全戸に立入検査は難しいと考えるため、時間制限の記載を削除いただきたい。	青森県	発生初期に他農場での感染が起こっているかどうか確認することは極めて重要であり、これが遅れば致命的な感染拡大を招きかねません。 特に大規模農場での発生確認が遅れれば感染拡大リスクが高まることから、原則として24時間以内に採材を完了していただきたいと考えており、そのために日頃からシミュレーションと体制整備を行っていただきたいと考えています。
清浄性確認検査	第4の①に移動制限区域等の解除には清浄性確認検査で抗原検査と血清抗体検査に加えて遺伝子検査での陰性の確認が条件とされている。	宮崎県	御意見を踏まえ修正しました。 (清浄性確認検査の項目を血清抗体検査のみとし、移動制限解除のための検査についても「清浄性確認検査で全て陰性を確認すること」としました。)
検査員の遵守事項	「遺伝子検査の結果が判明するまで、」の記載は正しいのか確認をお願いしたい。	岩手県	口蹄疫と同様、立ち入った農場における臨床検査で異状が確認された場合には、遺伝子検査の結果が判明するまでの間、他の農場の調査及び検査に立ち入らないでください。

【ワクチン】

ワクチンの使用	ワクチン接種は国の決定により行うため、費用は国が負担するべきであり、「当該都道府県に譲渡し、又は貸し付ける。」を「当該都道府県に無償で譲渡する。」とするべき。	岡山県	ワクチンは譲渡しますが、注射関連資材については貸付となります（注射関連資材のうち消耗品は、譲与することもあり得ます）。
---------	---	-----	---

## 【牛肺疫】

項目	意見の概要	提出県	意見に対する考え方
前文	本病の海外からの侵入経路として最も重要な輸入牛若しくは輸入牛と同居した家畜への対策の強化が必要ではないかと考えられる。また、旅行者が持ち込んだ例が海外にあるのか提示願いたい。	京都府	牛肺疫発生国からの牛（生体）の輸入は、近年行われておらず、引き続き水際検疫の徹底を図ってまいります。 また、本病の伝搬様式は基本的に直接伝搬と考えられていますが、間接伝搬するとの報告もあります。
【異常家畜の発見及び検査の実施】			
家畜の所有者等から届出を受けたときの対応	「複数の死亡家畜がいること」とあるが、複数とはどのくらいの期間においてかを記載して欲しい。	山梨県	具体的な期間については規定しませんが、短時間あるいは同時期と考えてください。
家畜の所有者等から届出を受けたときの対応	疼痛性の強い発咳とは、判断基準が不明確。	長崎県	「疼痛性の強い発咳」については、触診、視診、聴診の結果から、総合的に判断してください。
家畜の所有者等から届出を受けたときの対応	①の臨床症状以外にも、「触診による肋間部の激痛」など本病に特徴的な症状を記載していただきたい。	岩手県	
家畜の所有者等から届出を受けたときの対応	第2の1の①及び②に記載されている臨床症状は、伝染性呼吸器疾病において認められる所見であり、病性鑑定のための剖検を実施する際、臨床所見の確認時に動物衛生課に直ちに報告しなければならないのか。	秋田県	第2の1の①及び②の両方の異状が確認された場合に、剖検を実施するとともに、農林水産省消費・安全局動物衛生課に連絡してください。
家畜の所有者等から届出を受けたときの対応	①の症状は、頻繁に発生する呼吸器病症例に認められる所見である。①及び②の両方の異常が認められた場合と解釈してよいか？	東京都	
都道府県による検査等	死体の具体的な消毒方法を明記していただきたい。	青森県	有効な消毒薬についての項目を指針に追加しましたので、その消毒薬を使用し適切に消毒を行ってください。

都道府県による検査等	牛肺疫について、速やかに、死亡家畜を家畜保健衛生所に運搬し、解剖を行う。となっているが、運搬すべき疾病の判断はどこが行うか明記されたい。	栃木県	家畜防疫員が行います。 (家畜防疫員による臨床検査の結果、第2の①及び②両方の異状を確認した場合は、家畜保健衛生所に運搬し、解剖してください)
都道府県による検査等	剖検の場合、血清や血液の採材は難しいと思われる。	長崎県	貴見のとおりです。同居の生存畜から採材するなど、獣医学的に適切な方法で実施してください。
都道府県による検査等	写真について送信することが記載されていないため、「写真及び血清を・・・を送付する」とされたい。	島根県	記載はしませんが、農林水産省消費・安全局動物衛生課との協議の際には、可能な限り、写真を提出していただきたいと考えています。
都道府県による検査等	剖検の結果、肺に大理石紋様の病変を確認した場合とあるが、都道府県の検査の前に抗菌剤治療が実施されていたことを想定した場合、症状、病変に何らかの影響があるのか、知見があれば指針に記載してはどうか。	徳島県	治療により症状の進行が減弱されている可能性はありますが、個別に判断するべきであると考えられます。
【病性の判定】			
判定方法	発生が続発しており、特有の臨床症状を明確に確認できる場合も、農場毎に剖検し、肺の病変確認が必要か。(防疫作業や疫学調査が多忙な中、剖検に人員が配置できるか危惧)	高知県	他の呼吸器疾患との鑑別のため、肺の病変確認は必要と考えています。
判定方法	遺伝子検査、血清学的検査、免疫学的抗原検査で陽性と判定されず、動物衛生研究所の菌分離検査で陽性の結果が出た場合の対応について、もう少し詳細な説明が欲しい。	福岡県	動物衛生研究所に検体を送付した場合には、菌分離検査の結果が出るまで、第2の2の(5)の措置を継続してください。
判定方法	牛肺疫菌が分離された家畜を患畜とするとなっているが、菌分離に時間がかかると思われ、その間の防疫対応についての記載がされていない。	福岡県	

【移動制限区域及び搬出制限区域の設定】

<p>区域の設定方法</p>	<p>過去63日以内に発生農場に出入りした人、車両が、当該出入りした日から7日以内に出入りした他の農場等で飼養されている家畜を疫学関連家畜とすることから、実質、移動制限は広範囲に及び、対象とする家畜も多くなる。血清抗体検査の実施方法について明示願いたい。また、これらの農場でも敷料等の処分が可能となるよう制限の例外について検討願いたい。</p>	<p>京都府</p>	<p>発生状況に応じ対応することとなるため、個別に協議してください。</p>
<p>区域の設定方法</p>	<p>③「…区域の設定に先立ち、その都度、…」とあるが、どのタイミングでア～ウを実施すべきか不明。</p>	<p>宮崎県</p>	<p>制限が有効となるまでに必要な手続と考えています。</p>
<p>制限の解除</p>	<p>口蹄疫と比較し、牛肺疫の移動制限区域の設定期間が非常に長く（21日間→63日間）、特にと畜場再開にあっては影響が大きい。期間を短くできるような消毒方法をはじめとする再開基準を検討していただきたい。</p>	<p>山口県</p>	<p>潜伏期間によっているため、これ以上の短縮は困難と考えています。</p>
<p>制限の解除</p>	<p>菌分離検査、遺伝子検査及び血清抗体検査で全て陰性を確認しているが、同じ時期に実施する第5の2の（2）の清浄性確認検査では、遺伝子検査及び血清抗体検査を動物衛生研究所で実施することになっており、整合性がとれていない。移動制限区域の解除のための検査も発生状況検査と同じ内容とし動物衛生研究所で実施していただきたい。</p>	<p>青森県</p>	<p>御意見を踏まえ、「臨床検査、菌分離検査、遺伝子検査及び血清抗体検査で全て陰性を確認すること」を「清浄性確認検査で全て陰性を確認すること」に修正しました。</p>
<p>敷料等の処分のための移動</p>	<p>「発生の状況、環境保全の・・・・・・・・と協議の上、焼却、埋却又は消毒することを目的に・・・・・・・・。」とあるが、通常の堆肥化で消毒されるということではよいか？</p>	<p>長野県</p>	<p>貴見のとおりですが、発生地の環境にも影響を受けると考えられるため、不活化条件については、個別に判断する必要があります。</p>
<p>敷料等の処分のための移動</p>	<p>「家畜の死体については焼却・埋却又は消毒することを目的に処理施設等に移動することができる」とあるが、化製処理はできないのか。口蹄疫防疫指針（案）第6-2-(3)には疑似患畜の死体については化製処理可能となっていることから、可能であると考えます。</p>	<p>長崎県</p>	<p>御意見を踏まえ、化製処理も可能となるよう修正しました（「家畜の死体は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的として処理施設等に移動することができる。」に修正しました）。</p>
<p>敷料等の処分のための移動</p>	<p>死体の移動については、レンダリング処理をする場合において「消毒することを目的に処理施設等に移動する」と解釈できるものであるかを伺う。</p>	<p>鹿児島県</p>	<p></p>

## 【アフリカ豚コレラ】

項目	意見の概要	提出県	意見に対する考え方
全体	「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」の改正を先に行うべきである。	佐賀県	豚コレラの指針についても、今後、改正を予定しています。
全体	② 口蹄疫準拠と豚コレラ準拠が混在しているような印象がある。すべてオリジナルで表現するか、整理表がほしい。	三重県	アフリカ豚コレラの指針は、口蹄疫の指針と重複する事項が多いことから、分かりやすさを重視し、異なる対応が必要となる事項のみ記載しました。豚コレラの指針の改正時には改めて見直すこととしています。
全体	臨床症状については豚コレラと同じなので、初期対応の部分について豚コレラ防疫指針と同様としていただきたい。	長崎県	御意見を踏まえ、初期対応の部分は豚コレラの防疫指針と同様としました（第2の1の（1）及び（2））。
【異常家畜の発見及び検査の実施】			
家畜の所有者等から届出を受けたときの対応	急激という表現について、死亡割合として定義づけしてほしい。	長崎県	御意見を踏まえ、初期対応の部分は豚コレラの防疫指針と同様としました。（上記参照）
家畜の所有者等から届出を受けたときの対応	①と②だけの条件であればその後の検査において大半が検体送付となりうることから、臨床症状については豚コレラ同様として頂きたい。	長崎県	
都道府県による検査	第2の1の①、②の症状があった場合は、まず豚コレラが疑われるため、豚コレラ防疫指針と異なる写真撮影の時期や死亡家畜の解剖場所等の違いについて整理して頂きたい。	茨城県	
都道府県による検査	生きた豚からの咽頭スワブの採取方法について解説をお願いしたい。	長崎県	

都道府県による検査	家保でアフリカ豚コレラのPCRはできないか？ また、蛍光抗体法を行う前に材料送付にできないか？（陽性でも陰性でも材料を送付することになるため）	長崎県	豚コレラのPCRは家保で実施することとなりますが、この場合、陰性の場合には必ずしも材料送付することにはなりません。また及びアフリカ豚コレラのPCRを家保で実施することについては、今後検討してまいります。
陽性判定時に備えた準備	① 第2の2(4)では豚コレラ否定後に動物衛生課と協議することとされており、3では（遅くとも結果が出る前に）指定事項を動物衛生課に報告となっている。3でいう結果は、動物衛生研究所の結果を指しているのか確認したい。	三重県	動物衛生研究所に検体を送付した場合には、遅くとも動物衛生研究所が行う検査の結果が出る前に、指定事項を農林水産省消費・安全局動物衛生課に報告してください。
【病性の判定】			
判定方法	発症状況等からみてと記載があるが、国内発生事例もない中、どんな発症状況等をもって疑似患畜とするのか、具体的に記載願いたい。	岐阜県	国内発生事例がないため、個々に判断することになります。
疑似患畜	「過去7日以内に当該家畜と接触」とあるが、豚コレラ防疫指針では14日とされており、それより病性の強い疾病である本病について豚コレラより短い7日でよいのか。	岐阜県	日数の規定は、それぞれの疾病の潜伏期間を考慮して設定しています。また、豚コレラについても今後見直すこととしています。
【移動制限区域及び搬出制限区域の設定】			
移動制限全般	「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」と異なる対応が必要となる事項に搬出制限区域の設定が含まれているが、第4では移動制限区域の設定のみで、搬出制限区域の設定がない。 【青森県、岩手県、神奈川県、岐阜県、愛知県、島根県、岡山県、佐賀県、長崎県、宮崎県】	左記	アフリカ豚コレラでは、豚コレラと同様に、搬出制限区域は設定しません（搬出制限区域に係る記載は誤記載でした）。
移動制限の設定	家畜市場又はと畜場で発生した場合の移動制限に関する記述はあるが、当該施設での防疫措置についても、記載いただきたい。	岩手県	原則として、農場での発生に準じて対応することとなります。
移動制限の設定	アフリカ豚コレラでのみ、防疫区域と監視区域を移動制限区域内に設定する理由は如何に。本案の規定（目的）と一部意味合いが異なるが、他の疾病と同様に、移動制限及び搬出制限で対応するようにした方が、わかりやすいと思われる。	島根県	豚コレラの指針を踏襲しています。

移動制限の設定	移動制限区域を広げる理由は、感染の拡大が懸念されるからであるため、監視区域よりも防疫区域とすべきと考える	岡山県
---------	--	-----



移動制限の設定	(1)の①の区域を超えて移動制限区域の設定を行った場合には、「移動制限区域全体」を監視区域とするのではなく、「移動制限区域のうち防疫区域以外の区域」を監視区域とすべきである。	愛媛県	御意見を踏まえ、「防疫区域を除く移動制限区域全体を監視区域とする」に修正しました。
移動制限の設定	「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」第4の1の(3)において、「原則として、移動制限区域全体を監視区域とする」とあるが、(1)の②において、リスクが高いと判断し「(1)の①の区域を超えて設定した区域全体」を「半径10km以内を含む区域全体」と解釈することもできるため、記載方法を見直す必要がある。	佐賀県	
移動制限の設定	「原則として、移動制限区域全体を監視区域とする」とあるが、制限区域を拡大する状況にある中で、すべてを監視区域とする考え方についてご教示いただきたい	長崎県	
制限の解除	口蹄疫の指針と同様に「第5の2の(2)の清浄性確認検査で全ての陰性を確認すること」と記載すべき。	岩手県	御意見を踏まえ、「第5の2の(2)の清浄性確認検査で全ての陰性を確認すること」に修正しました。
と畜場の再開等	豚コレラ同様、と畜場への出荷について制限の例外を認めることはできないか？	長崎県	発生時の病性に基づいて判断すべきと考えています。
と畜場の再開等	どのような場合のと畜場の再開かを記載すべきではないか。再開の例外が22日間経過後に設定することになっているが、22日間経過すれば例外を設けることなく再開出来るのではないか。	長崎県	移動制限の解除が防疫措置の終了後21日以降であるのに対し、例外措置は制限の開始後22日以降認められます。
【ウイルスの浸潤状況の確認】			
疫学関連家畜	患畜・疑似患畜との接触には人、物、車両の出入りが伴うことから疫学関連家畜の範囲は実質③の範囲となると考えられる。血清抗体検査の実施方法について明示願いたい。	京都府	2次的な移動の可能性もあるため、①、②の規定を設けています。また血清抗体検査は、豚コレラの指針に準じて行います。
疫学関連家畜	海外では本ウイルスの伝播には野生動物の関与が大きいと言われており、農場周辺の野生イノシシ等の検査も必要ではないか。	長崎県	原因究明については、口蹄疫防疫指針に準じて行うこととなります。